

浜松市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

(目的)

第1条 高等学校を卒業していない(中退を含む。)ひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験(以下「高卒認定試験」という。)の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対象講座の受講費用の一部を給付金として支給することにより、より良い条件での就業や転職につなげ、ひとり親家庭の自立や生活の安定を図る。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親家庭の親 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。
- (2) ひとり親家庭の児童 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子に扶養されている20歳未満の児童をいう。
- (3) 受講修了時給付金 支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給するものをいう。
- (4) 合格時給付金 受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給するものをいう。

(支給対象者)

第3条 受講終了時給付金及び合格時給付金(以下「給付金」という。)の支給対象者は、ひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童であって、次に掲げる事項の全てを満たす者とする。ただし、高等学校卒業生、大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している者は対象としない。

- (1) 浜松市内に住所を有する者であること。
- (2) ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている者であること又は当該手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。
- (3) 支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況及び労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること。

(対象講座)

第4条 本事業の対象講座は、高卒認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む。)

として市長が適当と認めたものとする。ただし、当該講座が高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づく高等学校等就学支援金の支給その他の本事業と類似した内容の給付を受けることができるものである場合は、対象講座としない。

（支給額等）

第5条 給付金を支給する場合において、次の各号に掲げる給付金の額は、それぞれ当該各号に定める方法により算定するものとする。

(1) 受講修了時給付金 対象講座の受講のために支給対象者が支払った費用の20%に相当する額（以下この号において、「20%相当額」という。）とする。ただし、20%相当額が10万円を超える場合の支給額は10万円とし、20%相当額が4千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。

(2) 合格時給付金 対象講座の受講のために支給対象者が支払った費用の40%に相当する額とする。ただし、給付金の合計が15万円を超える場合は、給付金の支給額の合計額は、15万円とする。

（事前相談の実施）

第6条 市長は、給付金の受給要件の審査に関する支給対象者からの相談に応じるものとし、その希望職種、職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、受講の必要性について十分検討するものとする。

（対象講座の指定等の手続き）

第7条 給付金の支給を受けようとする者（ひとり親家庭の児童に係る給付金の支給にあつては、当該児童を扶養している者）は、自らが受講しようとする講座について、受講開始日の14日前までに、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書（別紙様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、公簿等によってこれらを確認することができる場合は、この限りではない。

(1) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

(2) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該ひとり親家庭の親の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の所得の額）並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある

者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

(3) 当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。以下同じ。）であるときは、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍謄本及び当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

3 市長は、第1項の申請書を受理した場合、受給要件の審査を行い、速やかに、対象講座の指定の可否の決定をする。

4 市長は、前項の決定を行った場合には、遅滞なく、その旨をひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書（別紙様式第2号。以下「受講対象講座指定通知書」という。）により当該ひとり親家庭の親に通知しなければならない。

（給付金の支給等）

第8条 給付金の支給手続は、次のとおりとする。

(1) 受講修了時給付金

ア 支給申請 受講修了時給付金の支給を受けようとする者は、対象講座を修了した日から起算して30日以内（やむを得ない事由がある場合を除く。）にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書（別紙様式第3号。以下「支給申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

イ 支給申請の添付書類等 アの規定による提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることとして差し支えない。

(ア) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

(イ) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該ひとり親家庭の親の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の所得の額）並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除

対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

(ウ) 当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍謄本及び当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

(イ) 受講対象講座指定通知書

(オ) 受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書

(カ) 対象講座の開催者が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書

ウ 支給決定 市長は、アの規定により支給申請書を受理した場合、申請者が支給要件に該当しているかを調査し、支給の可否を決定する。

エ 支給決定の通知 市長は、ウの支給決定を行った場合、遅滞なく、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金決定通知書（別紙様式第4号。以下「支給決定通知書」という。）により、決定の内容を当該ひとり親家庭の親に通知しなければならない。

(2) 合格時給付金

ア 支給申請 合格時給付金の支給を受けようとする者は、文部科学省から高卒認定試験の合格証書が送付された後当該合格証の発行日から起算して40日以内（やむを得ない事由がある場合を除く。）に、支給申請書を市長に提出する。ただし、当該対象講座の受講の修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合でなければ、当該申請をすることはできない。

イ 支給申請の添付書類等 アの規定による提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることとして差し支えない。

(ア) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

(イ) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月～10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該ひとり親家庭の親の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の所得の額）並びに扶養親族

等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

(ウ) 当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍謄本及び当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

(I) 受講対象講座指定通知書

(オ) 文部科学省が発行する高卒認定試験の合格証書の写し

ウ 支給決定 市長は、アの規定により支給申請書を受理した場合、申請者が支給要件に該当しているかを調査し、支給の可否を決定する。

エ 支給決定の通知 市長は、ウの支給決定を行った場合、遅滞なく、支給決定通知書により、決定の内容を当該ひとり親家庭の親に通知しなければならない。

（留意事項）

第9条 本事業により、高卒認定試験に合格した者については、母子家庭等就業・自立支援センター事業や高等職業訓練促進給付金等事業等の就業支援や能力開発支援を行うなど、引き続きひとり親家庭の親の自立を促す取組みを行う。

（給付金の返還）

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者がいるときは、既に支給した給付金の全部又は一部をその者から返還させることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に際し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行し、平成30年11月1日から適用する。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

(宛先) 浜松市長

申請者氏名

下記の講座を受講したいので、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を申請します。また、指定要件確認のため、浜松市保有の児童扶養手当情報、税情報、世帯情報等の調査を行うことに同意します。

氏名 (申請者)	フリガナ		生年月日	年
				月 日生 (歳)
児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ		生年月日	年
				月 日生 (歳)
住所	(〒 -)		電話 ()	
受講施設の名称			講座の名称	
受講科目	1	2	3	4
	5	6	7	8
免除科目				
受講期間	年 月 日 (受講開始日) ~ 年 月 日			
所要費用 (予定)	入学料 円、受講料 円 合計額 円			
過去の受給の有無	過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用したことが ある ・ ない			
申請者と生計を一にする子の氏名等 (注意8参照)	フリガナ		生年月日	年
				月 日生 (歳)
	住所 (別居の場合)			
申請者の地方税上の扶養親族に該当 する ・ しない				
児童扶養手当の受給証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印			
備考				

【裏面】

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学料及び受講料(希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。)です。
- 2 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の2割相当額(10万円を限度)です。また、合格時給付金の対象となるのは入学料及び受講料の合計額の4割相当額(受講修了時給付金と併せて15万円を限度)です。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用(予定)については、受講施設に確認した内容で通知します。
- 4 免除科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 5 所要費用については、標準的な金額であり、受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 6 受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、講座の途中でやめた場合は、その旨を報告してください。
- 7 本事業の給付金の支給を受ける際には、改めて「ひとり親家庭高等学校卒業認定試験合格支援事業給付金支給申請書(様式第3号)」に必要書類を添付して支給申請手続を行うことが必要です。
- 8 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
 - (2) 婚姻()によらないで母又は父となり、現に婚姻()をしていない。
()民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。

様

浜松市長 氏 名 印

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書

年 月 日付けであなたから提出のありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受給対象講座指定申請書に基づき審査したところ、次のとおり指定したので通知します。

氏 名 (申請者)	フリガナ	生年 月日	年
			月 日生(歳)
児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年 月日	年
			月 日生(歳)
住 所	(〒 -)		電話() -
受講施設の名称			
講座の名称			
受講科目	1	2	3
	4	5	6
免除科目			
受講期間	年 月 日 ~		年 月 日
所要費用(予定)	入学料	円、受講料	円 合計額 円
備 考			

【裏面】

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学料及び受講料(希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。)です。
- 2 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の2割相当額(10万円を限度)です。また、合格時給付金の対象となるのは入学料及び受講料の合計額の4割相当額(受講修了時給付金と併せて15万円を限度)です。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用(予定)については、受講施設に確認した内容で通知します。
- 4 免除科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 5 所要費用については、標準的な金額であり、受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 6 受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、講座の途中でやめた場合は、その旨を報告してください。
- 7 本事業の給付金の支給を受ける際には、改めて「ひとり親家庭高等学校卒業認定試験合格支援事業給付金支給申請書(様式第3号)」に必要書類を添付して支給申請手続を行うことが必要です。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書

年 月 日

(宛先) 浜松市長

申請者氏名

(受講修了時給付金・合格時給付金)の支給を受けたいので、次のとおり申請します。また、支給要件確認のため、浜松市保有の児童扶養手当情報、税情報、世帯情報等の調査を行うことに同意します。

氏名 (申請者)	フリガナ		生年 月日	年 月 日生(歳)
児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ		生年 月日	年 月 日生(歳)
住所	(〒 -)		電話() -	
受講施設の名称			講座の名称	
受講科目	1	2	3	4
	5	6	7	8
免除科目				
受講期間	年 月 日(受講開始日)		~	年 月 日
所要費用	入学料	円、受講料	円	合計額 円
支払金融機関	金融機関名		普通・当座・その他	
	支店名		口座番号	
	口座名義(フリガナ)			
申請者と生計を一にする子の氏名等 (注意8参照)	フリガナ		生年 月日	年 月 日生(歳)
	住所(別居の場合)			
申請者の地方税上の扶養親族に該当 する ・ しない				
児童扶養手当の受給証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印			
備考				

【裏面】

(注意)

- 1 受講修了時給付金の支給申請期間は、受講修了日から起算して30日以内です。
- 2 合格時給付金の支給申請期間は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内です。
- 3 合格時給付金の支給申請における所要費用については、受講修了時給付金の算定基礎となった入学料、受講料を記入してください。
- 4 免除科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 5 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
 - (2) 婚姻()によらないで母又は父となり、現に婚姻()をしていない。
()民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。

様

浜松市長 氏 名 印

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定通知書

年 月 日付けであなたから提出のありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書に基づき審査したところ、次のとおり決定したので通知します。

給付金の種類	受講修了時給付金		
支給決定額	円		
受講者の氏名	フリガナ	生年 月日	年
			月 日生 (歳)
受講施設の名称			
講座の名称			
受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
備 考			

様

浜松市長 氏 名 印

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定通知書

年 月 日付けであなたから提出のありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書に基づき審査したところ、次のとおり決定したので通知します。

給付金の種類	合格時給付金		
支給決定額	円		
受講者の氏名	カガナ	生年 月日	年
			月 日生 (歳)
受講施設の名称			
講座の名称			
受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
備 考			

(支給申請否決参考様式)

第 号
年 月 日

様

浜松市長 氏 名 印

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給の不支給について(通知)

年 月 日付けで申請のありました、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請について、以下の理由により支給できませんので通知いたします。

(不支給の理由)

浜松市役所	課
電 話	
F A X	